



医療機関版

## NEWS LETTER

2026年2月号

税理士法人エスペランサ

【岡崎オフィス】岡崎市柱西二丁目10番地9

【名古屋オフィス】名古屋市中村区名駅三丁目25番9号  
堀内ビル2階

【東三河オフィス】豊川市御津町広石神子田22番地11

Topic

## 2023・2024 両年度の経営状況を比較



今回は、医療機関の経営状況について、厚生労働省の審議会で示された統計データ※と、厚生労働省保険局医療課による分析をご案内します。

※ 医療法人経営情報データベース（MCDB）。ここでは2023年度・2024年度とも提出した医療機関のみで分析。

## 病院の経営状況

医業利益率、経常利益率の平均値、中央値いずれについても、2024年度は2023年度より低下しています。一般病院は収益の増加以上に費用が増加、療養型病院と精神科病院は収益が減少した上に費用が増加したことで、医業利益が減少する結果となりました。材料費や給与費を中心に費用が増加しています。

## 医科診療所の経営状況

入院収益ありの医科診療所の医業利益率の中央値が、2024年度はマイナスでした。いずれの区分においても、医業収益の減少と医業費用

の増加により、医業利益率、経常利益率について、平均値、中央値ともに2023年度から2024年度にかけて低下しています。特に給与費や材料費が増加しており、対医業収益比で見ると、材料費比率は入院収益のある医科診療所の方が相対的に高くなりました。

## 歯科診療所の経営状況

2023年度から2024年度にかけて、経常利益率の中央値はやや低下、それ以外はやや上昇しました。医業収益と医業費用は増加していますが、医業収益の増加の方が大きいため、医業利益が増加しています。材料費はほぼ横ばいですが、給与費等が増加しています。

■2023年度・2024年度の病院・医科診療所・歯科診療所の経営状況（両年度データのある医療機関のみ）

	一般病院		療養型病院		精神科病院		医科診療所 (入院収益なし)		医科診療所 (入院収益あり)		歯科診療所		
	2023	2024	2023	2024	2023	2024	2023	2024	2023	2024	2023	2024	
施設数	375		260		189		6,642		504		2,200		
医業利益率	平均値	-0.7%	-1.0%	1.2%	0.3%	-0.0%	-1.7%	7.9%	4.5%	3.6%	2.7%	3.8%	4.1%
	中央値	-0.7%	-0.8%	0.3%	-1.1%	-0.4%	-2.6%	5.1%	1.6%	1.1%	-0.1%	1.6%	1.7%
経常利益率	平均値	1.4%	-0.0%	3.3%	1.8%	2.5%	0.0%	9.8%	5.8%	5.9%	4.3%	5.7%	5.9%
	中央値	1.3%	0.1%	1.9%	0.3%	1.9%	-0.6%	6.9%	2.9%	3.3%	1.3%	3.7%	3.6%

※ 医業利益率(%) = 医業利益 ÷ 医業収益 × 100、経常利益率(%) = 経常利益 ÷ 医業収益 × 100

出典：厚生労働省中央社会保険医療協議会 第623回総会 配布資料より加工 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_65351.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65351.html)

## 医療関連職種別にみる初任給の推移

ここ数年の地域別最低賃金の引き上げや、人材確保等のための賃上げは、初任給にも影響を与えています。ここでは昨年11月に人事院から発表された調査結果※等から、医師や看護師などの初任給に関するデータをご紹介します。

### 一部を除いて前年より増加

上記調査結果や過去の調査結果から、医療関連職種別に平均初任給額（以下、初任給額）の推移をまとめると、下表のとおりです。

医師の初任給額をみると、2025年は前年より2.1%増加の約46万円でした。2年連続の増加で、2018年以降の最高額となりました。

薬剤師は2025年には25万円を超えました。2.6%の増加です。医師と同様に2018年以降では最高額になっています。

診療放射線技師は、2025年から新しく養成所等卒と大学卒の別に初任給額が公表されており、大学卒の方が養成所等卒よりも金額が高くなりました。養成所等卒の2025年は、約21万円で前年比3.1%の増加となっています。

栄養士の大学卒は、2025年に20万円を超えました。2018年以降では初めてで、前年比4.9%の増加です。短大卒は2025年も18万円台となりましたが、前年より1.9%減少しました。

看護師は20万円以上で増加が続いています。2025年は前年比2.2%増加で、2018年以降で初めて22万円を超えました。

准看護師は、2025年から養成所卒と看護学校卒の別に初任給額が公表されており、看護学校卒の方が5,000円程度高くなっています。養成所卒は2018年以降で初めて19万円を超えました。

2025年は栄養士短大卒以外で初任給額が増加しました。2026年はどうなるのでしょうか。

医療関連職種別の平均初任給額の推移(円、%)

	2018年	2019年	2023年	2024年	2025年	対前年増減	
医師	409,322	432,887	404,210	450,084	459,731	2.1	
薬剤師	231,913	228,790	230,462	244,517	250,965	2.6	
診療放射線技師	養成所等卒	209,855	193,202	211,337	199,422	205,537	3.1
	大学卒					215,920	-
栄養士	大学卒	181,062	187,080	191,418	193,621	203,110	4.9
	短大卒	164,721	161,352	166,270	189,521	185,845	-1.9
看護師	206,937	211,132	217,012	219,315	224,120	2.2	
准看護師	養成所卒	176,999	173,847	182,737	184,416	193,364	4.9
	看護学校卒					198,610	-

人事院「職種別民間給与実態調査」より作成

※人事院「令和7年職種別民間給与実態調査」

日本標準産業分類の公務を除くすべての大分類に該当する産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所を対象に2025年4月～6月に行われた調査です。なお、2020年から2022年の期間は新型コロナウイルス感染症の影響で、医療関連職種が調査対象から外れていました。また、表中の下線のある金額は、調査事業所が10以下であることを示しています。2025年の金額は、事業所規模100人以上の平均になります。各年の詳細は以下のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00020311&metadata=1&data=1>

## 医療機関でみられる 人事労務Q&A



### 『無断欠勤により連絡が取れない職員の対応』



先月採用した職員が、連休明けから突然無断欠勤となり、出勤しなくなりました。何度も電話をかけたり、メールを送ったりしていますが、まったく連絡が取れません。このまま無断欠勤が続いた場合、退職扱いとしてよいのでしょうか？今後どのように対応すればよいかを教えてください。



現段階では、職員本人の退職の意思が確認できないため、退職扱いとすることはできません。引き続き電話やメールで連絡するほか、自宅を訪問したり、家族などへ連絡したりすることで所在と安否の確認に努める必要があります。個人的に連絡先を知っている他の職員から、連絡してもらうことも考えられます。

#### 詳細解説：

##### 1. 本人への連絡と退職の意思確認

無断欠勤となる状況には、本人の意思で出勤していないこともあります。体調不良や事故に巻き込まれて出勤できないという可能性もあります。まずは、本人へ電話やメールで連絡することを継続し、また自宅を訪問するなどして所在と安否の確認に努めましょう。それでも所在が分からず、安否の確認が取れない場合は、個人的に連絡先を知っている他の職員から連絡してもらったり、身元保証人や家族などから本人に連絡を取ってもらったりすることの検討も必要です。



本人と連絡が取れ、退職の意思確認ができた場合には、退職手続きを進めることができます。その際には、退職日、退職理由などを確認できるよう、退職届を提出してもらうことが望ましい対応となります。さらに、本人と連絡を取った日時やその方法、対応者などの情報も含め、退職までの経緯を記録に残しておくとい良いでしょう。

本人と連絡が取れない場合、本人の退職の意思が確認できないため、自己都合による退職として扱うことはできません。医院が退職として扱うのであれば、解雇の手続きを進めることとなりますが、解雇はその旨が本人に伝わらないと有効にはならないため、本人と連絡が取れない場合は、裁判所の掲示板などに解雇する旨を掲示する「公示送達」の手続きを行うこととなります。公示送達では、2週間後に解雇の効力が発生しますが、手続きが煩雑であるため、行われることは稀です。

##### 2. 就業規則による退職手続き

本人と連絡が取れない場合でも、就業規則に次のような規定がある場合には、自然退職として手続きを行うことができます。

例：職員が無断欠勤し〇日以上経過した場合には、経過した日の翌日をもって自然退職とする。

ただし、この規定があったとしても、本人に連絡を取り続ける等の対応は必要です。

